

関係する法的根拠(抜粋)

民法第 233 条(竹木の枝の切除及び根の切取り)

1. 隣地の竹木の枝が境界線を超えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
2. 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
3. 第 1 項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一. 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二. 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三. 急迫の事情があるとき。
4. 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

民法第 717 条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法第 42 条 (道路の維持又は修繕)

1. 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
2. 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

道路法施行令第 35 条の 2 (道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

1. 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「道路構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

道路法第 43 条 (道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2. みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

道路法第 30 条 (道路の構造の基準)

高速自動車道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

建築限界

2. 都道府県及び市町村道の構造の技術的基準(前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。)は、政令で定める。

道路構造令第 12 条(建築限界)

建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。

- 重要物流道路である普通道路にあつては 4.8 メートル、その他の普通道路にあつては 4.5 メートル、小型道路にあつては 3 メートル。
- 自転車道等にあつては 2.5 メートル。

河川法第 29 条(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

1. 河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可をうけさせることができる。

裁判事例(道路上に張り出した木によって、所有者が訴えられる事例もあります)

損害賠償請求事件和歌山地裁田辺支部昭和 46 年(ワ)51 号昭和 47 年 7 月 26 日判決
(確定)

【事件の概要】

国道上に突き出て生育している松の大木の幹に自動車の屋根が衝突し、運転の自由を失い付近の民家に突っ込みブロック塀等を破損し、右自動車を大破し、運転者も負傷した。このため、運転者ら(運転者及び使用者たる会社)は被った損害について、道路管理者と松の木の所有者(占有者でもある)を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。

【判決要旨】

松の木所有者は、これを国道上から撤去するなど危険防止について適当な措置を講じなければならない立場にあったものと認めることができ、道路管理者とは別個にその植栽支持についての責任を負うものであって、この植栽の支持について、道路管理者の管理支配を受けるべき地位にあったものでないことはいうまでもない。仮に本件事故前に道路管理者から本件松の木の伐採等について何らの指示ないし要請を受けなかったとしても、松の木所有者の責任に影響を及ぼすものではなく、松の木の所有者は民法第 717 条第 2 項に基づき本件事故によって他人に与えた損害については、これを賠償する責任があるものといえることができる。